

平成 25 年 8 月 29 日
内閣府
大臣官房公益法人行政担当室
政策統括官(経済社会システム担当)

趣旨・目的

一般的な公益・非営利活動を行う法人として、公益法人制度（大臣官房公益法人行政担当室所管）及び特定非営利活動法人制度（政策統括官（経済社会システム担当）所管）があり、いずれも内閣府が所管しています。これまで、それぞれの制度の運用を通じ、民による公益の増進を目指して取り組んでまいりました。

本年 11 月末に新公益法人制度への移行期間が終了し、公益活動の活発化に向けた取組が本格化する中で、同様に一般的な公益・非営利活動を行う両法人についての横断的で分かりやすい情報を国民の皆様提供していく必要があります。

このため、今後は、公益法人及び特定非営利活動法人に関する様々な情報を内閣府のホームページにおいてワンストップで閲覧できるよう、アクセス環境の改善とともに情報の充実を図ってまいります。

主な取組

1 アクセシビリティの改善（情報のワンストップ化）

「公益法人 information」及び「NPOホームページ」を効果的にリンクし、国民が簡便に情報を入手するためのアクセス環境を改善します。また、両制度を比較解説したページを作成します。

平成 23 年度税制改正により措置された税額控除制度の対象となっている法人一覧や、各地方公共団体の条例で税制優遇措置の対象となっている指定法人の一覧を共同で作成しウェブサイト公表することで、税制効果が十分に発揮されるよう、分かりやすい周知を実施します。

長期的には法人基礎情報等に関する情報提供インターフェイスを一元化する可能性を検討します。

2 公益増進に関する情報提供の充実等

公益法人や特定非営利活動法人のモデルとなる取組事例（先進的な寄附集めの手法、事業形態ごとのベストプラクティス等）に関し、情報を発信するなど、活動を活性化するための情報提供の充実を検討します。

このためにも、法人関係者と積極的に対話の機会を持つとともに、法人の活動状況の制度横断的な調査分析への取組についても検討してまいります。

内閣府 

大臣官房公益法人行政担当室

（担当）田林、土屋

TEL：5403-9532（直通）

政策統括官（経済社会システム担当）付参事官

（市民活動促進担当）

（担当）石井、小林

TEL：3581-0862（直通）